

2025(令和7)年5月2日

「第三者委員会」の調査報告に対する所感

鎮西学院大学学長 姜尚中

この度のことで私の心境を吐露するとすれば、以下のような夭折の詩人の詩に凝縮されるでしょうか。

死ぬ日まで天を仰ぎ
一点の恥じ入ることもないことを、
葉あいにおきる風にすら
私は思いわずらった。
星を歌う心で
すべての絶え入るものをいとおしまねば
そして私に与えられた道を
歩いていかねば。
今夜も星が 風にかすれて泣いている

尹東柱『空と風と星と詩』金時鐘訳

今も私は一点の曇りなく、事態に対応したと自負していますし、何ら恥じることはありません。

そもそも、本大学に私が学長に就任した頃、大学は慢性的な定員割れによる経営危機に直面し、「閉学」も視野に入るほど切羽詰まった状態にありました。

ただ、その後の校名及び学部・学科の名称変更とそれに対応するカリキュラム改革などを経て、今では長崎県内の私立大学では唯一、定員を充足し、新年度では3学科ともそれぞれ定員を充足するという、開学以来の業績を上げる大学になりました。これもひとえに、私だけでなく、教職員の涙ぐましい努力の成果であり、最大のステークホルダーである学生及び高等学校の先生方、また保護者の皆様のご理解とご支援の賜物だと感謝しています。

こうした本学の、小さくてもキラリと耀く存在感は、地域社会の活性化に繋がり、また鎮西学院大学が、地域貢献型の人材育成と輩出を存在理由とする大学として広く認知されているこ

とを意味しています。この意味で本学が、かつての慢性的な定員割れと経営難から脱却し、順風満帆の歴史を歩み始めたことを誇りに思う次第です。

にもかかわらず、重松理事長が指摘されているように、大学の順調な伸長にまるで水をさすような出来事が起きたことは、心外であり、遺憾であると言わざるをえません。

手続き法上の瑕疵やコンプライアンス上改めるべき個別的な案件を別にすれば、重大なミスや違反に値するものは何ひとつなく、むしろ監事からの適切な助言や指導があれば、ことさら取り上げるべき案件でもなかったと言えます。

重松理事長が言うように、顧問弁護士契約の解消後、ガードレイルの役割を果たすべき監事が、理事会の議長である理事長や事務方と一切の意思疎通もなく、というよりまるで理事長や学院長、学長や事務統括のスタッフを敵とみなすような言動に及んだことは、甚だ遺憾と言わざるをえません。

改正私学法と寄附行為の大幅な改正によって今後、大学の運営に大きな変化が生じるはずですが、監事が「善意の第三者」としての役割を放擲し、特定の意図と利害関心のもとに行動する場合、それを掣肘する手立てはなく、その意味で制度的な欠陥が露呈したのが、今回の事案であると思います。

監事は今回、様々な学院の問題点を指摘していますが、なぜ顧問弁護士契約の解消以前にそうした指摘をしなかったのか、また、指摘された問題点も、重松理事長の指摘にあるように、手続き上の瑕疵や不備な面ばかりであり、特筆すべき不正や利益相反はまったくありません。

さらに問題となった私の発言にしても、理事会における監事と学長とのやり取りは、「事実認定」と「価値判断」をめぐる両者の間の「論争」であり、両者の間に権力関係がない以上、それをことさら重大問題として扱う根拠はどこにもないと思います。

学部長選挙で投票用紙にナンバリングされていた点については教授会で事務方が説明をし、教授会メンバーがそれを受け入れ、厳正な選挙を通じて学部長が選出され、さらに学部長選挙についての「在り方検討会」を設置して結論を出すことが教授会で承認され、この問題は既に「過去形」になっていました。にもかかわらず、監事はこの問題を取り上げ、一定の価値判断から事実認定を導き出すような口吻であたかも事務方の責任者を重大な不正行為の被疑者であるかのように指弾するに至り、私との「論争」になった次第です。

その中で私は、事案の「事実認定」のために、それについて最も知悉しているはずの事務当局者に事実関係を確かめたのかどうか、そのために電話の一本でもかけたのかどうか。この点を質しても、監事はまったくそれを無視したまま、あたかも「価値判断」を先行させ、そこから「事実」を認定するかのような、倒錯した論理を推し進めようとしたため、「事実認定」と「価値判断」の峻別と事実の確定をまって初めて価値判断が導き出されることを原則的に説いたのが、私の発言の趣旨です。また、大学を支える事務方を指弾し、さらに教授会の決定と新任の学部長の正当性を覆しかねない発言には、大学のトップとして彼らを擁護するのは当たり前のことです。

法律家として、さらに大学人として、「事実認定」と「価値判断」の原則的な関係に意を払うことは、客観的認識論のABCであり、それを揺るがすならば、法律の世界は言うまでもなく、学問の世界も成り立たなくなることを力説するのが私の本意でした。これは、今でも変わりません。

言葉の片言隻句を捉えて云々するのではなく、事柄の本質が那邊にあるのかを考えれば、価値判断や「思い込み」が先行し、それに合わせて「事実」が構成される傾向は、社会の至る所で見られる「病理」であり、その点も踏まえて私の発言があったことをここに改めて強調しておきたいと思います。

いずれにしても、鎮西学院大学はこれからも、小さくてもキラリと光る大学として益々、その存在感を広く地域社会にアピールし、地域と共に歩んでいく所存です。皆様のご支援とご理解を乞う次第です。

最後に、この度の「第三者委員会」の報告は、事案発生の背景とその本質を十分に剔抉しているとは言いがたいと言わざるをえません。なぜなら、地方の私学が置かれている困難な状況やその存続をめぐる「守旧派」と「改革派」の確執など、この度の事案の背景にある問題点を剔抉しているとは言い難いからです。

因みに第三者委員会では当事者である私のヒヤリングは、2人の弁護士で済ませ、私以外のヒヤリングは3人体制であった点も、釈然としない点です。ヒヤリングの当日に2人でヒヤリングをすることを告げられただけでした。また、報告書は個人情報保護の観点から実名を伏していますが、提出された当初、1人だけ実名が公表されたままであることが発見され、事なきを得ましたが、これもケアレスミスをなぜ起こしたのか、釈然としない点です。

いずれにせよ、今後、本大学は改革を推し進め、長崎県のみならず、九州の私立大学の中でキラリと光る存在へと弛まない歩みを続けていく所存です。